

4

空き家修繕補助



空き家への居住又は活用を促進するため、市内業者で空き家を修繕する際の修繕費用の一部を補助します。

○補助対象となる経費

・生活に支障をきたす箇所の修繕に要する費用

※リフォーム工事は対象外です。

対象経費の3/10

上限 **30** 万円



必ず契約前に補助金の申請をしてください。

契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

補助申請には、次の要件を**全て**満たす必要があります。

対象者

- 空き家を所有する個人であること
- 市税に滞納がないこと
- 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること

対象物件

- 江田島市に登録された空き家
- ※江田島市に登録された空き家とは、半年以上、居住実態のない家屋(長期入院などの場合を除く)について、江田島市に登録の申請がされたものです。
- 市内事業者で修繕を行う空き家
 - 修繕後に居住又は空き家バンクへ登録する空き家

補助対象となる経費の例

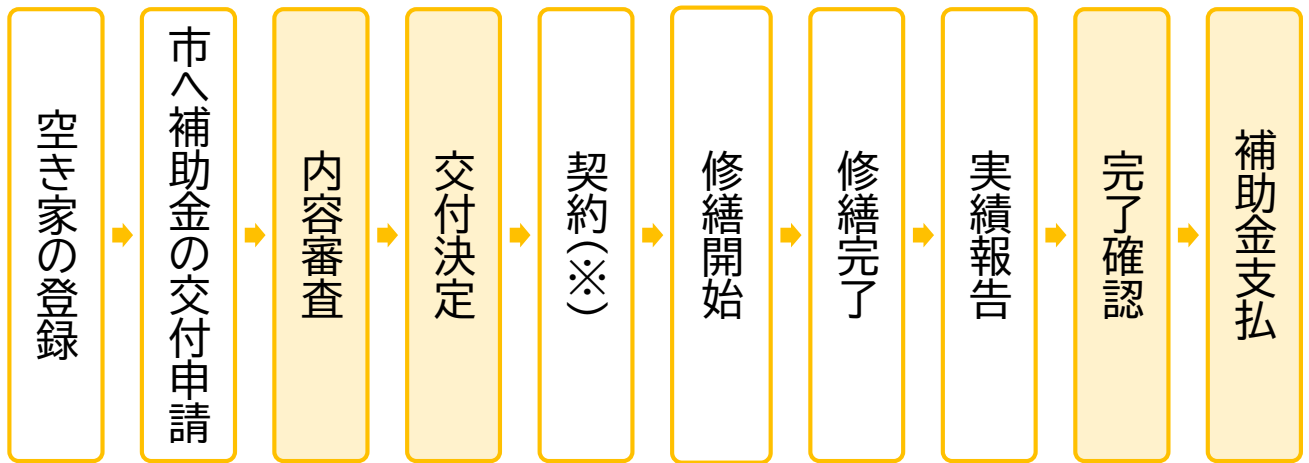
- ・壊れた屋根の補修
- ・柱・梁等の構造部材の補修
- ・壊れた床の修理
- ・壊れた外壁の補修
- ・壊れたドア、窓等の開口部の補修
- ・配管・配線の補修
- ・壊れた衛生設備の交換

空き家の所有者や居住者がDIYで修繕する場合には…

DIY用具・材料購入補助が利用できます。

対象経費の1/2 上限 **5** 万円

補助金申請の流れ



※契約後に金額の変更などがある場合は、変更申請が必要です。

申請に必要な書類

必ず契約前に補助金の申請をしてください。
契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書	・市HPからもダウンロードできます。
2	見積書	・場所・金額・内訳が確認できるもの。
3	市税等に滞納がないことを証明する書類	・各市区町村の税担当課で取得できます。 ・江田島市に納税義務のある方は、江田島市のものを提出してください。 ・江田島市に納税義務のない方は、お住まいの市区町村のものを提出してください。
4	誓約書兼確認書	・市HPからもダウンロードできます。

実績報告時に必要な書類

報告期限: 3月10日まで

- ・事業実績書
- ・領収書の写し
- ・空き家の現在の所有者が確認できるもの
(登記事項証明書又は、名寄帳兼課税台帳)
- ・空き家の修繕前・中・後の写真
- ・住民票(居住の場合)又は空き家バンク登録申請書の写し

【フラット35】地域連携型

住宅金融支援機構と連携し、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。詳しくは、ホームページをご覧ください。か住宅金融支援機構にお問い合わせください。



電話:0120-0860-35

問合せ先

江田島市 土木建築部 都市整備課

電話:0823-43-1647 / メール:toshi@city.etajima.hiroshima.jp